Axis

株式会社アクシス

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当日のご出席に代えて、書面による事前の議決権行使のご検討をお願い申しあげます。

株式会社アクシス
証券コード：4012

第30回

# 定時株主総会招集ご通知

**開催日時**
2021年３月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前９時30分）

**開催場所**
東京都港区芝公園一丁目５番10号
芝パークホテル別館２階「ローズルーム」

**決議事項**
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役２名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件

**目次**

招集ご通知・・・・・・・・・・・1
株主総会参考書類・・・・2
事業報告・・・・・・・・・・・・7
計算書類・・・・・・・・・・・21
監査報告書・・・・・・・・・23

証券コード：4012
2021年３月９日

株　主　各　位

東京都港区西新橋二丁目３番１号
株 式 会 社 ア ク シ ス
代表取締役　　小　倉　博　文

# 第30回 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第30回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、株主総会会場での新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を講じる予定ではございますが、株主の皆様の安全を第一に考え、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申しあげます。当日のご出席に代えて、書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年３月24日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年３月25日（木曜日）午前10時　（受付開始　午前９時30分）
２．場　　所　東京都港区芝公園一丁目５番10号
　　芝パークホテル別館２階「ローズルーム」
３．目的事項
　報告事項　第30期(2020年１月１日から2020年12月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　　定款一部変更の件
　　第２号議案　　取締役２名選任の件
　　第３号議案　　補欠監査役１名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.axis-net.co.jp/）に掲載させて頂きます。
　本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.axis-net.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

# 株主総会参考書類

議案に関する参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の効力を選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする旨を定めると共に、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| （選任方法）<br>第３２条　（条文省略）<br>２　（条文省略）<br>（新　設）<br><br><br><br><br>（新　設）<br><br>（新　設） | （選任方法）<br>第３２条　（現行どおり）<br>２　（現行どおり）<br>３　当会社は、会社法第329条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。<br>４　補欠監査役の選任決議の定足数は、第2項の規定を準用する。<br>５　第3項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 |

| | |
|---|---|
| （任期）<br>第３３条　（条文省略）<br>２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 | （任期）<br>第３３条　（現行どおり）<br>２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。 |

第２号議案　取締役２名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役２名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | こすげ　なおや<br>小菅　直哉<br>(1979年10月１日生) | 2004年12月<br>2006年９月<br>2012年７月<br>2013年７月<br>2015年７月<br><br>2016年10月<br>2019年４月 | 中央青山監査法人入所<br>あらた監査法人入所（現PwCあらた有限責任監査法人）<br>コスモヘルス株式会社入社<br>ジャパン・ビジネス・アシュアランス株式会社入社<br>株式会社デジタルアイデンティティ入社（現株式会社Orchestra Holdings）<br>小菅公認会計士事務所設立<br>当社入社　管理本部副本部長（現任） | ― 株 |
| 2 | へんみ　かおり<br>辺見　香織<br>(1970年５月15日生) | 1991年４月<br>2001年９月<br>2002年９月<br>2003年３月<br>2009年４月<br>2010年３月 | トヨタ自動車株式会社入社<br>中部大栄教育システム株式会社入社<br>有限会社原設備工業入社<br>株式会社石田大成社入社<br>オフィスウィルパートナーズ設立<br>株式会社ウィルパートナーズ設立同社代表取締役(現任)<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社ウィルパートナーズ代表取締役 | ― 株 |

（注）１．各候補者は、新任の取締役候補者であります。

２．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

３．辺見香織氏は、社外取締役候補者であります。

4．辺見香織氏の戸籍上の氏名は、黒須香織であります。
5．辺見香織氏は、中小企業診断士・企業経営者としての豊富な経験とＣＳＲを中心とした豊富なコンサル経験を有しており、当社の経営全般に関する助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6．辺見香織氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
7．辺見香織氏の選任が承認された場合は、当社定款に基づき、同氏との間で会社法第427条第１項の規定による同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
8．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により塡補することとしております。両候補者が取締役に就任した場合には、両氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、定款変更の効力が発生した場合、本選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなります。

本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位および重要な兼職の状況 | | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| きつかわ　みちひろ<br>木津川　迪洽<br>(1947年３月19日生) | 1975年４月<br><br>1977年４月<br>1999年４月<br>2006年６月<br>2011年４月<br>2011年４月 | 谷川八郎法律事務所入所<br>弁護士名簿登録・第一東京弁護士会入会<br>木津川迪洽法律事務所設立<br>クローバー法律事務所パートナー（現任）<br>株式会社タチエス社外取締役（独立役員）就任<br>日本弁護士連合会副会長<br>第一東京弁護士会会長 | ― 株 |

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．木津川迪洽氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．木津川迪洽氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、これらを当社の監査体制強化に活かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により当社の社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

４．木津川迪洽氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決され、かつ同氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。なお、同氏はクローバー法律事務所のパートナーであり、当社は同法律事務所と顧問契約を有しておりますが、同法律事務所への支払い実績は少額であり、当社における同氏の職務執行に対して著しい影響を及ぼす可能性はないものと考えております。

５．当社は、木津川迪洽氏の選任が承認可決され、かつ社外監査役に就任した場合には、

当社定款に基づき、同氏との間で会社法第427条第１項の規定による同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

6．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により塡補することとしております。木津川迪洽氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以　上

（添 付 書 類）

# 事　業　報　告

（2020年 1 月 1 日から
2020年12月31日まで）

## 1．会社の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果

| 売上高 | 営業利益 | 経常利益 | 当期純利益 |
|---|---|---|---|
| 3,723百万円<br>（前年同期比 9.2%増） | 350百万円<br>（前年同期比 110.0%増） | 364百万円<br>（前年同期比 98.0%増） | 258百万円<br>（前年同期比 97.2%増） |

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を講じながら、段階的な経済活動の再開によって回復の兆しがみられたものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴う緊急事態宣言の発令等により依然として先行きは不透明な状況でありますが、日銀短観12月調査によると、当社の売上の過半を占める業種である金融機関を含む全産業のソフトウェア投資額は2020年度計画が前年度比0.7％増となっており、IT投資への影響は限定的となっております。

このような当社を取り巻く環境の中、2018年期初からの中期事業計画の達成に向け、当社の創業以来の事業であるシステムインテグレーション事業及び2018年度から開始したクラウドサービス事業において、顧客からの信頼を獲得し持続的にサービスを提供することができるよう、様々な要望に対応したサービス提供を行うとともに、デジタルトランスフォーメーション等のデジタル社会の変化をビジネスのチャンスとするために、多数の先端技術の吸収を積極的に行うと同時に、業容拡大に向けた人材の積極採用を行ってまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は、3,723,231千円(前年同期比9.2％増)、営業利益は350,923千円(前年同期比110.0％増)、経常利益は364,567千円(前年同期比98.0％増)、当期純利益は258,697千円(前年同期比97.2％増)となりました。

事業のサービス別売上高については、以下の通りです。

ａ　システムインテグレーション事業

当事業年度においては、依然としてIT技術者不足の状況にあるため、コロナ禍における採用環境の変化に対応した採用活動を積極的に取り組むと同時に、ビジネスパートナーとの協力関係の強化及び新規のビジネスパートナーの開拓を行うなど、さらなる受注拡大に向けた体制構築を進めてまいりました。

その結果、当事業年度の売上高は3,482,795千円(前年同期比8.5%増)となりました。

b　クラウドサービス事業

当事業年度においては、積極的な広告宣伝を行い、クラウドサービス事業の認知度を上げることにより新規契約を順調に獲得し、累計契約台数が着実に増加しております(2020年12月末時点の累計契約台数7,694台(前年同期比1,218台増))。

その結果、当事業年度の売上高は240,436千円(前年同期比20.5%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は5,792千円であり、その主なものは、本社及び支店の什器の購入であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、2020年９月30日に東京証券取引所マザーズに上場し、2020年９月29日を払込期日とする新株式発行及び自己株式の処分により、総額76,783千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

現在、当社の主要な事業分野である金融分野においては、銀行、証券、保険などの業態の垣根を越えてサービスを提供する総合金融へのシフト、ネットバンク及び流通系銀行の増加、非金融事業を営んでいる事業会社の融資事業への参入及び決済の多様化など、新しいIT技術を活用したFintechが進展しております。このようなFintechの進展は、新しいIT技術の中でも特に、クラウドに関わる技術が進化したことによりもたらされたものです。また、金融分野以外でも、プログラムを用いたシステム開発からプログラムレスでの開発へのシフト、プラットフォームを活用した開発へのシフトなど、新しいIT技術により、当社の主要事業であるシステムインテグレーション事業を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような急速に進化する事業環境に対応したサービスを提供する組織体制の構築・強化を行い、当社の重要な資産である人材を確保し育成することを経営上の重要な課題と認識しております。

① デジタル革命により進化した事業環境への対応

当社が創業以来得意としてきた金融分野の変化への対応は、当社の成長には欠かせないものであります。また、今後のデジタル社会の進展に伴い、新たに発展する産業領域への事業拡大を図るため、既存のノウハウと先端技術を融合することが不可欠であります。このため、既存のノウハウを活用していくとともに社会の変化や先端技術に常に注目し、事業環境の進化に積極的に対応してまいります。

② 変化に柔軟に対応できる組織体制の構築・強化

当社を取り巻く急速に進化する事業環境の中で、安定的かつ継続的に成長していくためには、組織体制の整備・強化を行うとともに、組織体制に柔軟性を持たせることが不可欠であります。このため、コーポレート・ガバナンス体制の構築・強化やコンプライアンスの徹底を図るとともに、将来の事業環境や技術の進歩を想定した組織体制を構築してまいります。

③ 事業の収益性向上と業務ノウハウ獲得のための直接取引の拡大

顧客との直接取引を拡大し、事業の収益性を向上すると共に、業務ノウハウの獲得を推進していきます。さらには業務の成果を通して、顧客との信頼関係を構築すると共に、安定的な取引を実現してまいります。

④ 持続的競争優位を保つ当社の資産である人材の確保・育成、ビジネスパートナーとの連携強化・拡大

当社の人材が持続的競争優位の源泉となるため、優秀な人材を採用し育成していくことが重要であり、また、ビジネスパートナーとの連携を強化・拡大することも同様に不可欠であります。このため、積極的な採用による人材の拡充、人材の育成、ビジネスパートナーとの連携強化・拡大に力を注いでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区　　分 | 2017年度<br>第27期 | 2018年度<br>第28期 | 2019年度<br>第29期 | 2020年度<br>(当期) 第30期 |
|---|---|---|---|---|
| 売上高 | 2,883,865 千円 | 3,213,726 千円 | 3,410,572 千円 | 3,723,231 千円 |
| 経常利益 | 366,659 千円 | 275,019 千円 | 184,161 千円 | 364,567 千円 |
| 当期純利益 | 225,092 千円 | 192,695 千円 | 131,204 千円 | 258,697 千円 |
| 1株当たり当期純利益 | 11,744.54 円 | 100.26 円 | 68.26 円 | 133.22 円 |
| 総資産 | 1,779,258 千円 | 1,924,286 千円 | 2,042,166 千円 | 2,487,690 千円 |
| 純資産 | 1,146,992 千円 | 1,339,688 千円 | 1,470,893 千円 | 1,806,373 千円 |
| 1株当たり純資産額 | 59,677.05 円 | 697.03 円 | 765.29 円 | 903.19 円 |

(注) 1．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
2．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
3．1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。
4．2017年1月31日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
5．2020年6月26日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

| 事　　業 | 事　業　内　容 |
|---|---|
| システムインテグレーション事業 | 各種業務アプリケーションやインフラシステムの設計開発業務及び運用保守業務を提供 |
| クラウドサービス事業 | 「はたらく車」の位置情報や走行距離等をリアルタイムで把握することが可能となるサービスを提供 |

(8) 主要な営業所

| 名　　称 | 所　在　地 |
|---|---|
| 本社 | 東京都港区 |
| 沖縄支店 | 沖縄県宜野湾市 |
| 仙台支店 | 宮城県仙台市青葉区 |
| 福岡支店 | 福岡県福岡市博多区 |
| 大阪事業所 | 大阪府大阪市西区 |

(9) 従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 |
|---|---|
| 298　名 | 17　名増 |

(注) 従業員数には、契約社員、派遣社員、パートタイマー、アルバイト及び当社から他社への出向者は含まれておりません。

## 2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　　8,000,000株

（2）発行済株式の総数　　2,000,000株（自己株式50,000株を除く。）

（3）株主数　　1,782名

（4）大株主

| 株　主　名 | 持　株　数（株） | 持　株　比　率（%） |
|---|---|---|
| 小倉　博文 | 1,172,300 | 58.62 |
| 日向　宏 | 140,000 | 7.00 |
| 横田　佳和 | 70,000 | 3.50 |
| 野村證券株式会社 | 31,000 | 1.55 |
| 石川　浩一 | 19,800 | 0.99 |
| 株式会社ＳＢＩ証券 | 14,000 | 0.70 |
| 齋藤　将平 | 13,500 | 0.68 |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社 | 13,300 | 0.67 |
| 松井証券株式会社 | 13,000 | 0.65 |
| 日本証券金融株式会社 | 12,700 | 0.64 |

（注）持株比率は当社所有自己株式（50,000株）を控除して計算しております。

## 3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2019年12月19日開催の取締役会決議による新株予約権

| | |
|---|---|
| 新株予約権の払込金額 | 払込を要しない |
| 新株予約権の行使価額 | 1個につき797円 |
| 新株予約権の行使条件 | ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要する。<br>② 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 |
| 新株予約権の行使期間 | 2021年12月20日から2029年11月21日まで |

当社役員の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類および数 | 保有者数 |
|---|---|---|---|
| 取締役<br>（社外取締役を除く） | 1,000個 | 普通株式100,000株 | 5名 |

（注）当社は、2020年６月26日付で普通株式１株を100株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数が1,000株から100,000株に変更になっております。

## 4．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の氏名等

| 地　　位 | 氏　　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役 | 小倉博文 | |
| 取締役 | 小泉彰宏 | 営業本部長 |
| 取締役 | 横田佳和 | ビジネスサービス本部長<br>AXIS ITSolution Singapore PTE.LTD. 取締役 |
| 取締役 | 日向　宏 | マネジメント推進本部長 |
| 取締役 | 石川浩一 | 管理本部長兼経営企画室長 |
| 取締役 | 栗屋野　盛一郎 | ハンドトラスト株式会社 代表取締役 |
| 常勤監査役 | 竹内　正 | |
| 監査役 | 畑中達之助 | JESCOホールディングス株式会社 監査役<br>株式会社ザ・リッチ 代表取締役 |
| 監査役 | 井手興一 | |

（注）1．取締役栗屋野盛一郎は社外取締役であります。
2．監査役竹内正、畑中達之助及び井手興一は社外監査役であります。
3．当社は、取締役栗屋野盛一郎、監査役竹内正、畑中達之助及び井手興一を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

| 区分 | 支給人員 | 報酬等の額 |
|---|---|---|
| 取締役 | 6名 | 73,200千円 |
| (うち社外取締役) | (1名) | (1,800千円) |
| 監査役 | 3名 | 6,960千円 |
| (うち社外監査役) | (3名) | (6,960千円) |

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役栗屋野盛一郎氏は、ハンドトラスト株式会社の代表取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

社外監査役畑中達之助氏は、JESCOホールディングス株式会社の監査役及び株式会社ザ・リッチの代表取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|---|---|---|
| 社外取締役 | 栗屋野　盛一郎 | 当事業年度開催の取締役会には、22回中22回出席し、企業経営の豊富な経験をもとに、経営全般にわたり公正中立な発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 竹内　正 | 当事業年度開催の取締役会には、22回中22回、また、監査役会には22回中22回出席し、当社の属する業界での長年の経験と豊富な監査役経験をもとに、適宜発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 畑中　達之助 | 当事業年度開催の取締役会には、22回中22回、また、監査役会には22回中22回出席し、当社の属する業界での豊富な経験と企業経営に関する専門的な見識から、適宜発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 井手　興一 | 当事業年度開催の取締役会には、22回中22回、また、監査役会には22回中22回出席し、当社の属する業界での長年の経験と豊富な監査役経験をもとに、適宜発言を行っております。 |

## 5．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称　ＥＹ新日本有限責任監査法人

（2）報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 26,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28,000千円 |

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．会計監査人の報酬等について監査役会が会社法第399条第１項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等は合理的であると判断をしたためであります。

（3）非監査業務の内容

当社は、ＥＹ新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会社法第340条第１項各号のいずれかに該当する事由又は、これに準じた事由に該当すると認められた場合には、会計監査人の解任に関する決議を行います。また、監査役会は会計監査人が監査品質の維持や職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、会社法第344条に基づき会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を株主総会に提出することを検討致します。

## 6．会社の体制および方針

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて、「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

（a） 当社及び子会社(以下、「当社グループ」という。)の役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（ⅰ） 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款並びに社会規範に適合することを確保するため、取締役会において「コンプライアンス規程」を制定すると共に、当社グループ内に周知・徹底し、取締役及び使用人がこれを遵守しております。

（ⅱ） 当社は、コンプライアンス体制の実効性を高めるため、コンプライアンス委員会が年度ごとに規程類の整備や教育・研修等を計画的に実施するよう「コンプライアンス・プログラム」を制定の上、取締役会で決定し、コンプライアンス管理体制の整備を継続的に推進しております。

（ⅲ） 当社は、当社グループの取締役及び使用人による法令等の違反を早期に発見し、是正することを目的として内部通報制度を整備し、これを適切に運営しております。

（b） 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（ⅰ） 取締役の職務の遂行に係る情報については、法令を始め「情報管理規程」及び「文書管理規程」に基づき、適切な保存及び管理を行っております。

（ⅱ） 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制としております。

（c） 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（ⅰ） 当社は、「リスク管理規程」を制定し、当社グループの事業活動において想定される各種リスクに対応するリスク所管責任者がリスク管理責任者とともに各リスクについて、網羅的、体系的な管理を行っております。

（ⅱ） 当社は、リスク管理委員会を設置し、当社グループの事業活動における各種リスクの回避、軽減等を講じる体制を強化しております。

（ⅲ） 当社グループは、事故などが発生した場合の報告体制及び緊急時対応体制を構築し、適切かつ迅速に対処しております。

（d） 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ⅰ） 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、中期計画と年間計画を策定し、それに基づいた各部門運営及び予実管理を行っております。
（ⅱ） 各取締役が適切に職務の執行を分担するとともに、「組織管理規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等を制定し、取締役の職務・権限・責任を明確にするほか、これらの規程に則った適切な権限委譲を行っております。
（ⅲ） 取締役の情報の共有化及び意思決定の迅速化を図るために、定時取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

（ｅ） 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（ⅰ） 当社グループの業務の適正を確保するため、中期事業方針及び年度計画を策定しております。
（ⅱ） 当社グループにおけるリスク管理体制を有効に機能させるため、「関係会社管理規程」及び「リスク管理規程」並びに「トラブル防止要領」を定め、これらの規程に則った適切な管理を行っております。
（ⅲ） 子会社における取締役の職務執行状況を把握するため、子会社管理に係る事項を「関係会社管理規程」として定め、この規程に則った子会社の適切な管理及び運営を行っております。

（ｆ） 財務報告の信頼性を確保するための体制
（ⅰ） 信頼性のある財務報告の作成及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する計画書を定め、内部統制が有効に機能するための体制の構築に取組んでおります。
（ⅱ） 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行っております。
（ⅲ） 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保しております。

（ｇ） 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（ⅰ） 当社は、監査役から監査業務遂行補助のため使用人の設置等につき求めがあった場合には、その求めに応じ適切な体制を講じております。

（ⅱ） 上記ⅰの使用人を置く場合には、当該使用人の取締役からの独立性を確保するために、その人事評価及び異動については、監査役の同意を必要としております。

（ⅲ） 上記ⅰの使用人を置く場合には、当該使用人は、専ら監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助するものとしております。

（ｈ） 当社グループの取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項

（ⅰ） 当社グループの取締役及び使用人は、当社若しくは子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実を発見したときには、「内部通報規程」、「トラブル防止要領」に則り当該事実を監査役に報告しております。

（ⅱ） 当社グループの取締役及び使用人は、その業務執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該業務執行の内容を報告しております。

（ⅲ） 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為を発見したときには、当社監査役のほか内部通報窓口に報告することができる。コンプライアンス室は、監査役へ内部通報の受付及び対応状況を定期的に報告しております。なお、経営に与える影響等を考慮のうえ必要と判断したときや監査役が求めた場合には、速やかに報告しております。

（ⅳ） 当社グループの取締役及び使用人が、内部通報窓口及び監査役に報告したことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するため、「内部通報規程」に不利益な取扱いの禁止を定めたほか、通報窓口に通報窓口代行会社を追加しております。

（ⅰ） 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の負担に係る事項

当社は毎期、監査役の要請に基づき、監査役が職務を執行するために必要な費用の予算措置を講じております。また、当初予算を上回る費用の発生が見込まれるため、監査役が追加の予算措置を求めた場合は、それが当該職務の執行に必要でないことが明らかな場合を除き、当社は予算措置を講じております。

（ｊ） その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（ⅰ） 代表取締役は、監査役との定期的な意見交換を行う機会を確保することにより、監査役の監査の実効性を向上させております。

（ⅱ） 内部監査人は、監査役と定期的な情報交換を行うなど緊密な連携を保ち、監査役が

監査役監査に関して協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努めております。

（ⅲ） 監査役は、会計監査人と定期的に情報交換を行い、監査の実効性を高めております。

（ⅳ） 監査役が実効的な監査業務のために必要と判断した場合には、弁護士等専門家の意見を聴取しております。

（ｋ） 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力による被害を防止するため、当社グループ全体の基本方針として、「反社会的勢力との係わりを一切持たない」、「いかなる名目の利益供与を行わない」、「反社会的勢力との間で裏取引及び資金提供は、一切行わず、必要に応じて法的対応を行う」、「反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携すると同時に、組織として対応する」等を定め、適切に対処しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① 主な会議の開催状況として、取締役会は22回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は22回、経営会議は12回、リスク管理委員会は６回開催いたしました。

② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査人、監査法人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③ 内部監査人は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査を実施いたしました。

（注）本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **(資産の部)** | | **(負債の部)** | |
| **流動資産** | **2,246,409** | **流動負債** | **496,933** |
| 現金及び預金 | 1,707,609 | 買掛金 | 109,049 |
| 売掛金 | 475,500 | 未払金 | 44,298 |
| 商品 | 13,313 | 未払費用 | 56,149 |
| 貯蔵品 | 16,154 | 未払法人税等 | 93,196 |
| 前払費用 | 32,116 | 前受金 | 3,298 |
| その他 | 2,163 | 預り金 | 91,495 |
| 貸倒引当金 | △448 | その他 | 99,445 |
| **固定資産** | **241,281** | **固定負債** | **184,383** |
| **有形固定資産** | **40,632** | 退職給付引当金 | 183,974 |
| 建物 | 30,247 | その他 | 409 |
| 車輌運搬具 | 502 | **負債合計** | **681,317** |
| 工具、器具及び備品 | 9,883 | **(純資産の部)** | |
| **無形固定資産** | **15,823** | **株主資本** | **1,806,373** |
| のれん | 2,541 | 資本金 | 74,610 |
| ソフトウエア | 12,382 | 資本剰余金 | 60,966 |
| ソフトウエア仮勘定 | 900 | 資本準備金 | 24,610 |
| **投資その他の資産** | **184,824** | その他資本剰余金 | 36,356 |
| 関係会社株式 | 7,749 | 利益剰余金 | 1,681,172 |
| 長期前払費用 | 20,216 | 利益準備金 | 2,000 |
| 繰延税金資産 | 88,373 | その他利益剰余金 | 1,679,172 |
| 破産更生債権等 | 236 | 特別償却準備金 | 6,303 |
| その他 | 69,384 | 別途積立金 | 50,000 |
| 貸倒引当金 | △1,136 | 繰越利益剰余金 | 1,622,868 |
| | | 自己株式 | △10,375 |
| | | **純資産合計** | **1,806,373** |
| **資産合計** | **2,487,690** | **負債・純資産合計** | **2,487,690** |

# 損 益 計 算 書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **3,723,231** |
| **売上原価** | | **2,782,147** |
| **売上総利益** | | **941,084** |
| **販売費及び一般管理費** | | **590,161** |
| **営業利益** | | **350,923** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 23 | |
| 助成金収入 | 15,128 | |
| 解約違約金収入 | 2,979 | |
| その他 | 677 | **18,808** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 25 | |
| 為替差損 | 689 | |
| 株式交付費 | 4,449 | **5,164** |
| **経常利益** | | **364,567** |
| **税引前当期純利益** | | **364,567** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 123,275 | |
| 法人税等調整額 | △17,404 | 105,870 |
| **当期純利益** | | **258,697** |

# 会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

２０２１年2月１８日

株式会社アクシス
取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　垂　井　　健　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　櫛　田　達　也　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アクシスの２０２０年１月１日から２０２０年１２月３１日までの第３０期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 監査役会の監査報告

## 監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年１月１日から2020年12月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10 月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年２月18日

株式会社アクシス　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　竹　内　　正　㊞

監　査　役（社外監査役）　畑　中　達之助　㊞

監　査　役（社外監査役）　井　手　興　一　㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

# 株主総会会場ご案内図

会　場：東京都港区芝公園一丁目５番10号
　　芝パークホテル別館２階「ローズルーム」




〔交通〕電車のご利用案内
　　JR・モノレール浜松町駅（北口）より徒歩８分
　　都営地下鉄三田線御成門駅（Ａ２出口）より徒歩２分
　　都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅（Ａ６出口）より徒歩４分

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。